法情報学初の理論的体系書

法律学の共通言語である「法情報」の研究成果を集約

法情報学の世界

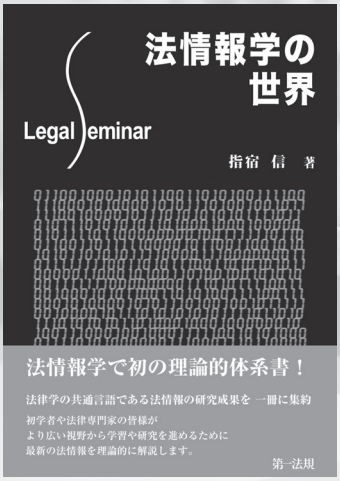

著者：指宿　信（成城大学法学部教授）

A5判・単行本・410頁　　定価2,940円（本体2,800円）

主に法学の見地から情報処理技術の分野を取り入れて
展開してきた、新しい学問である法情報学。

法令・判例情報の公開や提供システム、リーガル・リサーチ、
ITと法学教育など、「法を情報として研究する」という観点から、
司法・立法・行政のあり方に光を当て、裁判制度論、立法論、
政策論に影響を及ぼすまでになっています。

**本書は、近年各論的に研究されてきた法情報学を、
体系的・理論的にまとめた初の法情報学基本書です。**

**初学者や法律専門家の皆様がより広い視野から学習や研究を進めるために
最新の法情報を理論的に解説します。**

弁護士・企業法務部の皆様

法情報の収集・管理を
効率的、効果的に運営するために

法科大学院生・大学法学部生の皆様

体系的な法情報学の
テキストとして

DAI-ICHI HOKI 第一法規
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次
（抜粋）

はじめに ―「法情報学」とは何か
第1部　法情報学 ―基礎論
第１章　法情報の生成
第２章　法情報の公開とアクセス
第2部　法情報学 ―応用論
第３章　法情報システム論
第４章　法情報管理論
第５章　法情報検索論
第６章　法情報教育論
第７章　法情報処理論
第８章　法情報環境論

はじめに―「法情報学」とは何か

我が国の法律界で「法情報学」という言葉が用いられ出したのは，コンピュータの登場と同時であると言って過言ではないだろう[1]。その後，パソコン通信やインターネットといったコンピュータ・ネットワークの発展と共に，コンピュータ本体の進化は法情報学の歴史と切っても切り離せない関係にある。法情報学とは文字通り“法律にかかわる情報＝法情報”を取り扱おうとする学問であるが，そうしたコンピュータやネットワークの発展を参照しながら，この学問の歴史を簡単に振り返ってみたい。

法情報学の系譜

草創期～1960年代から1970年代～

我が国を代表する法律専門雑誌であるジュリスト誌が「法情報学の歩み」と題した特集を組んだのは1978年２月15日号であった[2]。その内容は，主としてコンピュータの登場によって法律学がどのように変容するかという点に着目したものであり，「法情報」そのものに関わる考察は含まれていなかった。すなわち，コンピュータの登場によって生じてくる新たな法律問題への対処法を課題とする。本書では，こうした志向性を**法学的アプローチ**と呼んでおきたい。

北川善太郎によって書かれた序論には，「表現はどのようにするかはさておき，コンピュータ法学ないし法情報学・・・という専門分野がいずれは出来上がっていくと思われる」との提起がなされていることから，上記のような表題が掲げられたと推察される。しかしながら，コンピュータと法学とのかかわりに焦点を当てた研究としては，更に1960年代にまで遡ることができる。「計量法学（Jurimetrics）」と呼ばれていた分野がそれである。

我が国でこの「計量法学」の語を表題に用いた最も古い記事は，1964年に石村善助が書いたエッセイ「ジュリメトリックス」[3]ではないかと思われる。ちょうどその年に開発された汎用コンピュータ（メインフレーム）IBM

System/360が65年に発売され，コンピュータが社会に取り入れられるようになる。早速，コンピュータ工学を法学に活用しようとする試みが現れ，その最初期の論文としては，1965年に北大法学論集に掲載された能勢弘之による「コンピューターによる判決の分析と予測」，同じくジュリスト誌に掲載された早川武夫「アメリカにおける法学と電子計算機―特に information retrieval について」[4]を挙げることができるだろう。前者の能勢の問題意識は1968年に自由と正義誌に書かれた宮原守男「裁判の予測とコンピューター―経験法学からみた裁判過程」へ，後者の早川の問題提起は同年に出された戸村和夫「法律情報の電子計算機利用と方法について」[5]へと，それぞれ繋がっていく。また，1965年にはこの分野で初めてジュリスト誌上で特集「電子計算機の利用と学問」[6]が組まれ，1969年にはハンス・バーデ編著『ジュリメトリックス』が翻訳刊行され[7]，1970年には自由と正義誌が「裁判とコンピュータ」という特集を組んでおり，当時の学界実務双方におけるコンピュータ利用への期待が感じられよう。計量法学的研究には①電子的データの記録と検索，②裁判の行動科学的分析，③記号論理の応用が挙げられていて，法学的アプローチは含まれていなかった[8]。「法情報学」という語が使われるより前に，こんにち法情報学分野において取り扱われている法情報の提供方法やデータベースの構築，更には裁判過程へのコンピュータの応用といった問題関心の多くが既に論じられ始めていたということを押さえておきたい[9]。

興隆期～1980年代から1990年代～

上で述べたような，情報科学やコンピュータ工学などの知見や技術を活用して法律に関連する情報を取り扱う志向性を**情報学的アプローチ**と呼ぶ。このアプローチとしては，古くは人工知能研究の世界において法律学に接近したのが初期の関わりであり，我が国においても1980年代から吉野一などによって盛んに試みられてきていた[10]。近時は，法令工学と標されるように，自然言語処理の成果を応用した法制執務支援や法令データベース構築などへと拡張している[11]。

お試し読み、お申込はコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞
第一法規　検索
CLICK!